

頑張る商店を
応援します。

由利本荘市 商業店舗リフォーム補助金のご案内

由利本荘市の商業振興及び活性化、商店の持続化を図るため、市内の商業者が店舗の増改築工事やリフォーム工事を市内の業者を利用して行った事業者等に対し、補助金を交付します。

補助の条件等

補助金の額

1. 対象となる工事に要する経費の10パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）
2. ただし、補助金の額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

補助対象者

1. 由利本荘市内に住民登録をしている個人、または工事完了後の営業開始時に住民登録をおこなう個人、または市内に本拠をおく中小企業のうち法人格を有するもの
2. 申請者が市税等を滞納していないこと

補助の対象となる店舗

1. 現に小売業、飲食業、またはサービス業を営む店舗（酒類の提供を主目的とする営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第2項に規定する風俗営業を除く）
2. 店舗併用住宅などは営業の用に供する部分のみ対象とする（住宅リフォーム資金助成事業との併用可）
3. リフォーム工事後ただちに営業を開始できる店舗

補助対象となる工事の例

次の工事の合計額が30万円以上（消費税込み）で、令和4年3月31日までに事業完了し、補助金の請求ができること。着手済みの工事は申請できません。

1. 店舗の内外装工事
2. 店舗駐車場の造成、看板設置工事
3. 店舗内の什器購入及び設置 など

施行する業者条件

1. 市内に本拠を有する法人で、本市の法人市民税が課せられているもの
2. 市内で事業を営む個人で、本市に住民登録しているもの

お問い合わせ先

由利本荘市商工振興課（商業労政班）
TEL 0184-24-6372
E-mail syoko@city.yurihonjo.lg.jp

